

## 平成20年度大気汚染防止法に係る施行状況について(概要)

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、平成20年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

## 1. 届出状況

## (1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

平成20年度末現在のばい煙発生施設数は220,008施設であり、平成19年度末より1,620施設増加している。また、種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表2に示すとおり、ボイラーが141,787施設(64.4%)と最も多く、次いでディーゼル機関の33,195施設(15.1%)となっている。

表1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 <sup>(注1)</sup>	電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup>	
平成16年度	216,954	178,903	38,051	92,154
平成17年度	218,702	179,029	39,673	91,999
平成18年度	218,514	178,740	39,774	92,149
平成19年度	218,388	177,847	40,541	91,968
平成20年度	220,008	178,861	41,147	91,067

(注1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

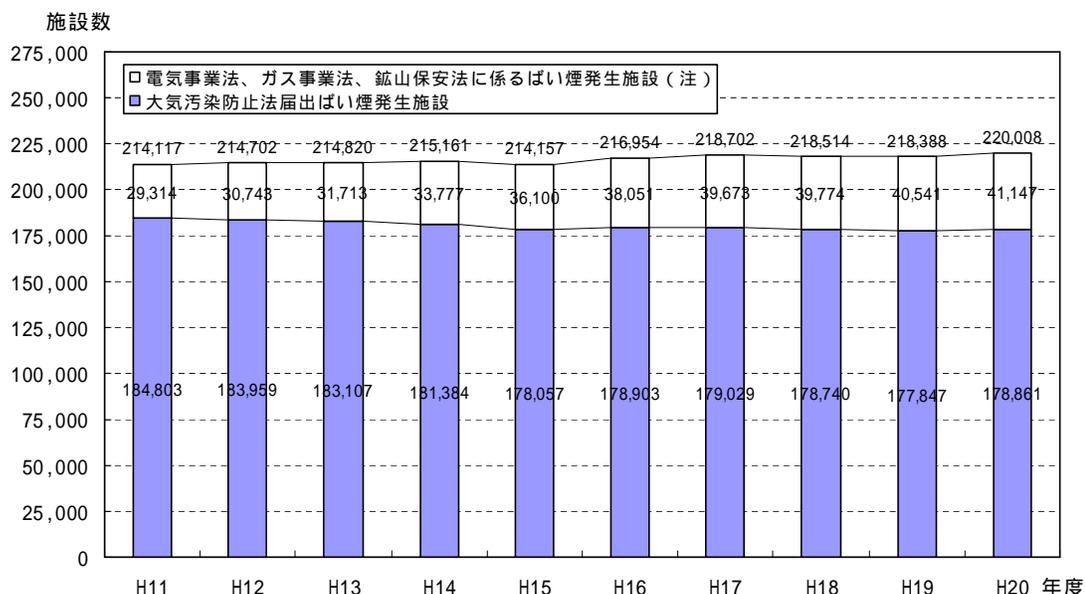


図1 ばい煙発生施設数の推移

表2 種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
ボイラー	141,787	64.4
ディーゼル機関	33,195	15.1
ガスタービン	8,786	4.0
金属加熱炉	7,528	3.4
乾燥炉	7,272	3.3
廃棄物焼却炉	6,151	2.8
金属溶解炉	4,320	2.0
窯業焼成炉	3,392	1.5
その他	7,577	3.4
合計	220,008	100.0

(注) 割合は小数点以下第二位で四捨五入しているため、合計が100%に一致しない。

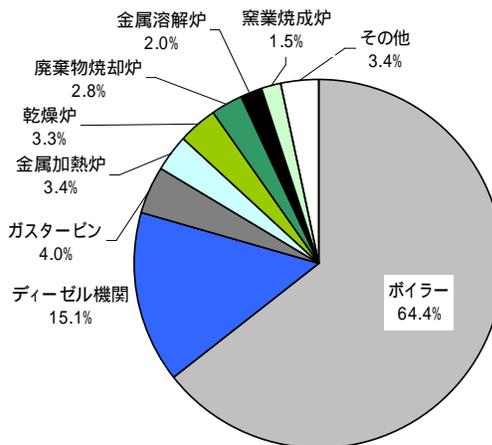


図2 種類別のばい煙発生施設数の割合

(2) 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物排出施設数の推移を表3(平成18年度から規制開始)に示す。平成20年度末の揮発性有機化合物排出施設数は3,768施設(1,188工場)であり、平成19年度末より8施設減少している。施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数及び割合は、表4に示すとおり、粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設が948施設(25.2%)と最も多く、次いで塗装施設の780施設(20.7%)、塗装用の乾燥施設521施設(13.8%)となっている。

表3 揮発性有機化合物排出施設数の推移

	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気(注1)	電気・ガス・鉱山(注2)	
平成18年度	3,741	3,739	2	1,189
平成19年度	3,776	3,775	1	1,188
平成20年度	3,768	3,766	2	1,188

(注1) 大気汚染防止法届出揮発性有機化合物排出施設

(注2) 電気：電気事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、ガス：ガス事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、鉱山：鉱山保安法に係る揮発性有機化合物排出施設

表4 施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設	948	25.2
塗装施設	780	20.7
塗装用の乾燥施設	521	13.8
印刷用の乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	399	10.6
揮発性有機化合物の貯蔵タンク	292	7.7
化学製品製造用の乾燥施設	270	7.2
接着用の乾燥施設	248	6.6
工業用の洗浄施設	166	4.4
印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	144	3.8
合計	3,768	100.0

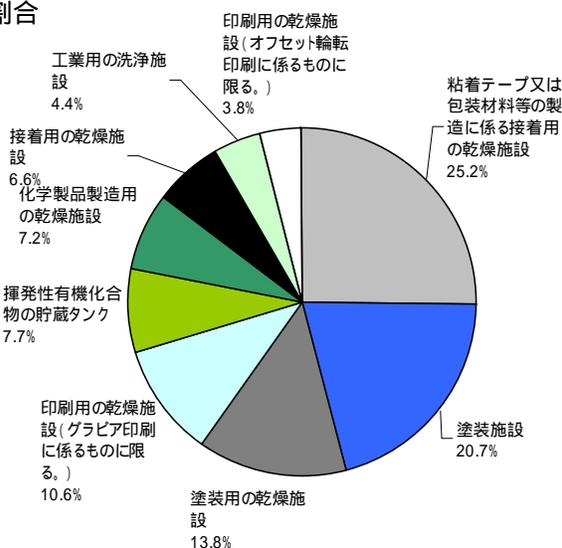


図3 施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数の割合

### (3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表5及び図4に示す。

平成20年度末現在の一般粉じん発生施設数は67,282施設であり、平成19年度末より688施設増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表6に示すとおり、コンベアが38,935施設(57.9%)と最も多くなっている。

表5 一般粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 <sup>(注1)</sup>	電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup>	
平成16年度	65,556	62,407	3,149	9,944
平成17年度	65,610	62,397	3,213	10,045
平成18年度	66,134	62,657	3,477	9,997
平成19年度	66,594	63,260	3,334	10,005
平成20年度	67,282	63,470	3,812	10,205

(注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

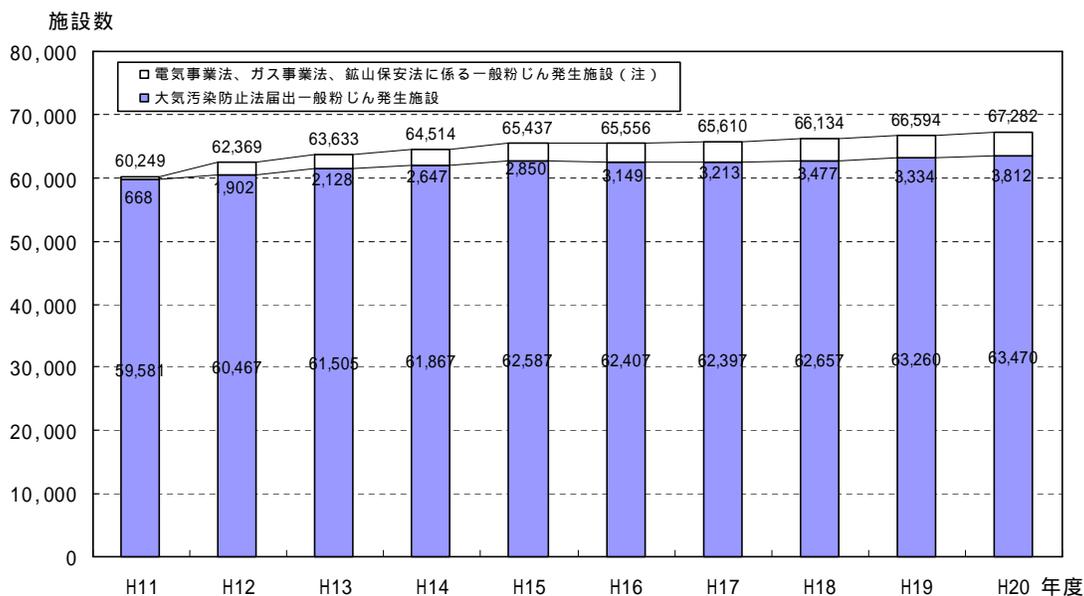


図4 一般粉じん発生施設数の推移

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設を除く。

表6 種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
コンベア	38,935	57.9
堆積場	11,126	16.5
破碎機・摩砕機	10,596	15.7
ふるい	6,528	9.7
コークス炉	97	0.1
合計	67,282	100.0

(注) 割合は小数点以下第二位で四捨五入しているため、合計が100%に一致しない。

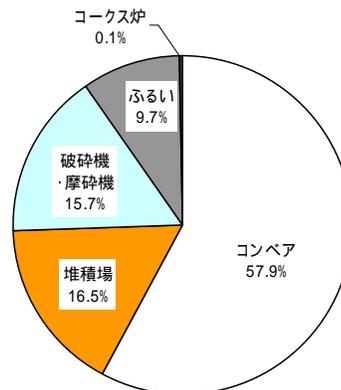


図5 種類別の一般粉じん発生施設数

#### (4) 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設数の推移を表7及び図6に示す。

平成18年度末に6施設あった特定粉じん発生施設は、平成19年度末までに全て廃止されている。

特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

表7 特定粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数	工場・事業場数
平成16年度	555	113
平成17年度	94	27
平成18年度	6	2
平成19年度	0	0
平成20年度	0	0

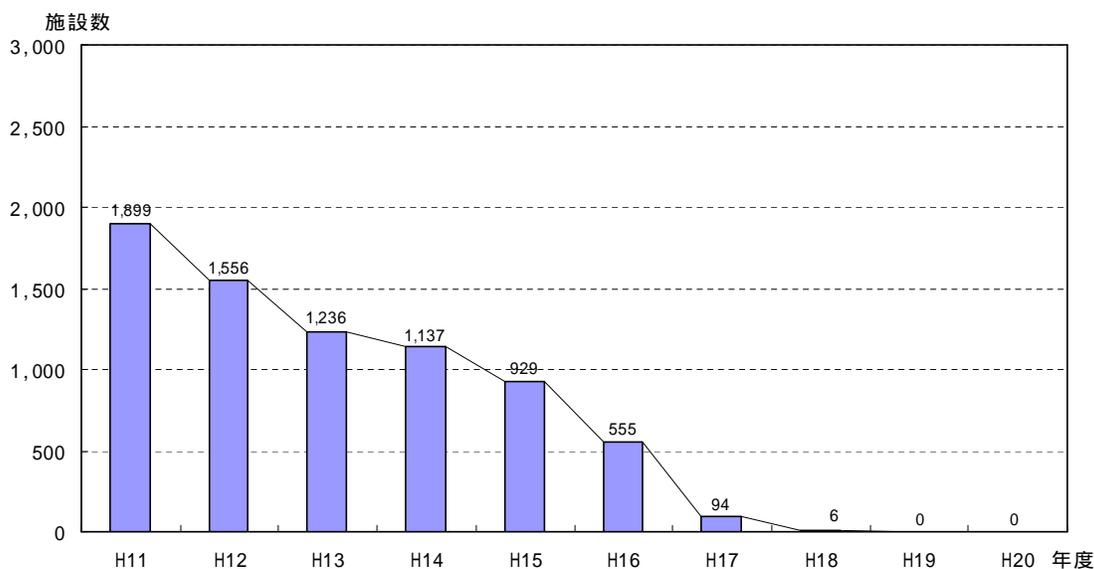


図6 特定粉じん発生施設数の推移

#### (5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表8及び図7に示す。平成20年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は12,548件であり、平成19年度よりも2,187件減少している。なお、平成20年度におけるその内訳は、通常の解体工事等に係るものが12,532件、災害その他非常の事態の発生によるものは16件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合は表9に示すとおり、改造・補修作業が8,739件（69.2%）、解体作業が2,339（18.5%）の順となっている。

特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物の解体等作業をいう。なお、平成18年2月28日以前までは、吹付け石綿が一定規模以上使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表8 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

年度	実施件数		
	全件数	通常の解体工事等に 係るもの	災害その他非常の 事態の発生によるもの
平成15年度	1,410	1,410	0
平成16年度	1,644	1,639	5
平成17年度	10,040	10,040	0
平成18年度	21,007	21,001	6
平成19年度	14,735	14,721	14
平成20年度	12,548	12,532	16

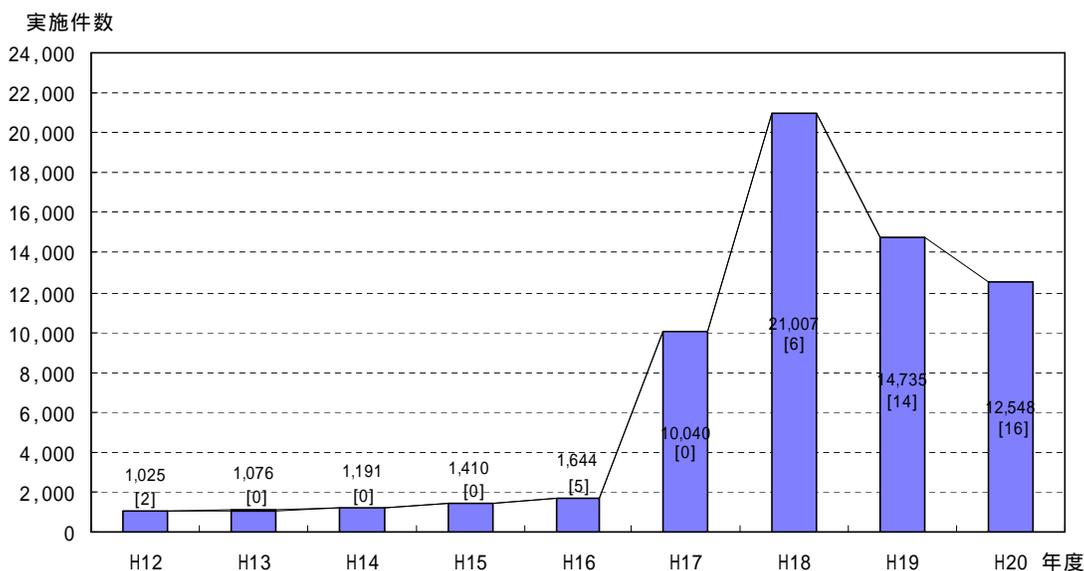


図7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

(注) [ ]内は「災害その他非常の事態の発生によるもの」の実施件数を示す。

表9 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

作業名	届出数	割合 (%)
改造・補修作業	8,739	69.2
解体作業	2,339	18.5
特定建築材料の事前撤去が著しく困難な解体作業	11	0.1
石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する解体作業	1,544	12.2
合計	12,633 (12,548)	100.0

( )内は作業の重複を除いた場合の実施件数

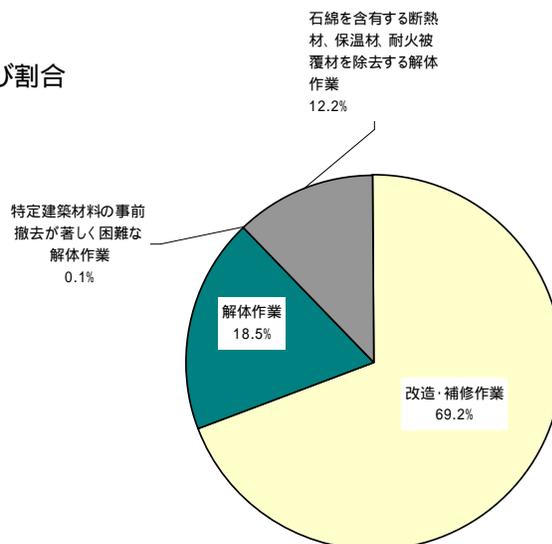


図8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数の割合

## 2. 規制事務実施状況

### (1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表10に示す。

都道府県等による平成20年度工場・事業場への立入検査件数は25,506件（平成19年度：28,634件）であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが16,312件であり、特定粉じん排出等作業に対するものが6,748件となっている。

表10 立入検査実施工場・事業場数の推移

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	19,184	17,984	16,085	17,881	16,312
揮発性有機化合物排出工場・事業場	-	-	718	720	798
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,731	2,083	1,723	1,738	1,632
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	65	305	29	27	0
特定施設 <sup>(注)</sup> 設置工場・事業場	74	2	23	30	16
特定粉じん排出等作業	416	7,045	11,393	8,238	6,748
合計	21,470	27,419	29,971	28,634	25,506

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

### (2) 行政処分

行政処分施設数等の推移を表11に示す。

平成20年度に都道府県等が行った行政処分施設数等は、9件（平成19年度：6件）であった。

表11 行政処分施設数等の推移

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
計画変更命令施設数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令数 (特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令施設数 (ばい煙発生施設)	3	1	0	0	0
作業基準適合命令又は一時停止命令件数 (特定粉じん排出等作業)	0	2	13	6	7
事故時の措置命令施設数 (特定施設)	0	0	0	0	2
その他の命令施設数	0	0	0	0	0
合計	3	3	13	6	9

### (3) 告発

平成20年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は1件(平成19年度:0件)であった。

なお、告発事案は特定粉じん排出等作業に係る違反であった。

### (4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数等の推移を表12に示す。

平成20年度に都道府県等が行った行政指導施設数等は914件(平成19年度:714件)であった。

また、その内訳は、ばい煙発生施設が745件であり、その大半を占めている。

表12 勧告その他の行政指導施設数等の推移

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
季節による燃料使用基準適合勧告施設数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SO <sub>x</sub> 指定地域内燃料使用基準適合勧告 工場・事業場数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
その他の行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	485	405	351	562	745
その他の行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	-	-	2	32	29
その他の行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	44	16	15	27	43
その他の行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	1	3	0	0	0
その他の行政指導数 (特定粉じん排出等作業)	17	83	109	93	95
その他の行政指導施設数 (特定施設)	0	0	6	0	2
その他の行政指導施設数 (指定物質排出施設)	0	0	0	0	0
合計	547	507	483	714	914

(注1) (\*)は、法に基づく勧告である。

(注2) 指定物質排出施設とはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第6(施行令附則第4項関係)に係る施設をいう。